

生徒心得

この心得は本校生徒が本校学校目標を達成するため、豊かで充実した学校生活を送れるように学校生活の基本的な規律をまとめたものです。

(一般心得)

- 1 高校生としての本分を自覚し、本校生徒としての誇りを持って行動する。
- 2 礼儀を重んじ、会釈を励行するとともに、正しい言葉遣いを心掛ける。
- 3 集団生活の秩序や規律を守り、自他の敬愛と協力に努める。
- 4 生徒間の交際は、お互いの人格を尊重し、誠実であるよう努める。

(身だしなみ)

- 1 「服装規程」をよく守り、高校生としての品位を失わないようにする。
- 2 通学および対外行事などに参加するときは、本校指定の服装とする。
- 3 髪は、パーマ・カール類・脱色・毛染め等特異と思われる型は禁止する。
- 4 髪どめなどは、華美にならないようにする。
- 5 化粧・マニキュアなどをしてはならない。
- 6 アクセサリーをしてはならない。

(校内生活)

- 1 放課後における部・局・同好会活動その他集会等は定められた時間を守る。
- 2 金銭、所持品についてはよく注意し、盗難、紛失の際はただちに担任に届け出る。また所持品には必ず記名し、不必要な物は持って来ない。
- 3 金銭、物品の貸借はできるだけ避ける。
- 4 公共物はすべて大切に取り扱い、破損、紛失しないように心掛け、もし破損、紛失した場合はただちに学校に届け出る。また状況によっては弁償してもらうこともある。
- 5 更衣室、保健室および特別教室等には必要以外入らない。
- 6 食事は所定の時間に所定の場所で行う。

(校外生活)

- 1 高校生として品位ある服装をする。
- 2 夜間外出する場合は遅くとも午後10時までに帰宅していること。
- 3 バー、スナック、パチンコ店等への出入りは禁止する。
- 4 旅行、キャンプ、登山、宿泊等で家庭を離れる場合はすべて保護者の承諾を得る。
- 5 アルバイトについては「アルバイトについての諸注意」を遵守し、保護者の承諾を得て学校に届け出る。
- 6 各種集会、運動競技会その他校外行事への参加等はあらかじめ保護者の承諾を得る。
- 7 車両運転免許所有者に対する規程は別に定める。

(届出諸手続き)

- 1 下記の事項については、所定の用紙により手続きを行う。
欠席、遅刻、早退、休学、退学、転学、復学、住所変更、下宿、異装、自転車通学、アルバイト、遠征、合宿、身分証明、在学・卒業見込み証明、通学・学生割引証請求、車両免許取得許可、バイク通学許可

服装規程

1 学生服（冬）

- (1) 黒の詰襟で、本校指定の「標準型学生服」とする。
- (2) 襟章は、右に校章をつける。
- (3) 襟カラーは白色とする。

2 学生服（夏）

- (1) 上衣はポロシャツ（学校指定）か、無地の白ワイシャツか開襟シャツとする。ワイシャツの場合は裾をズボンの中に入れること。
- (2) 上衣以外は冬服と同じとする。

3 セーラー服（冬）

- (1) 上衣はセーラー型濃紺色とし、胸あてをつける。
- (2) 襟・カフスのジャバラは黒玉3本とする。ネクタイは黒とする。
- (3) 胸ポケットは〔図1〕のとおりとする。カフス幅は5cmとする〔図2〕。ジャバラ3本をつける〔図3〕。
- (4) 上衣丈はウエストラインより10cm下までの長さとする。裾はウエストラインまでつめない。
- (5) 左胸ポケットに校章をつける〔図4〕。
- (6) スカートは車ヒダ24本とし、丈は膝にかかる長さとする。
- (7) スラックスは上衣と同じ濃紺とし、裾幅18～22cmとする。
- (8) ストッキングまたはタイツは黒色、紺色および薄橙色とする。
- (9) 校内でのカーデガンの着用は指定された物とする。

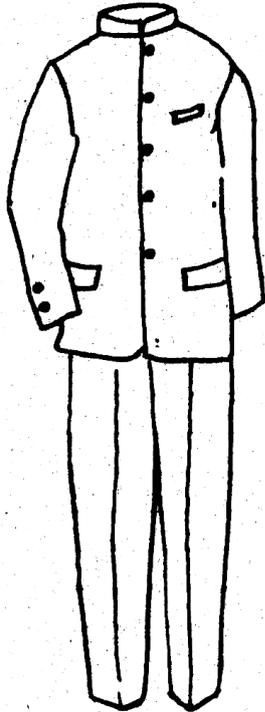
4 セーラー服（夏）

- (1) 上衣は、ポロシャツ（学校指定）か白セーラー型とし、襟カフスのジャバラは黒玉3本とする。なお、半袖の白セーラーの着用も可とする〔図8〕。
- (2) 下衣は冬服と同じとする。

5 外套・靴について

- (1) マフラー・帽子・コート類は、華美でない物とする。
- (2) 通学用履物としてゲタ・サンダル等を使用してはならない。
- (3) 校内にあっては指定された靴を使用する。

学生服



ストレート
(標準型学生服とする)

セーラー服



図1 (ポケット)

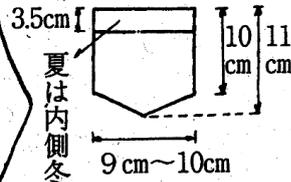


図2

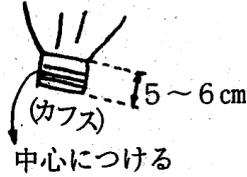
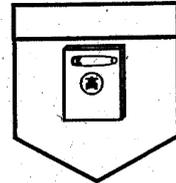


図3 (ジャバラのつけ方)



図4



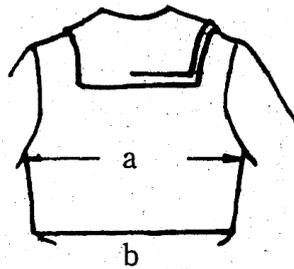
※校章 女子のみ購入が必要

縦4cm 横3cm 程の台布(共布)を用意し
中央に穴をあけて校章つけ、胸ポケットに
安全ピンで留める

図5 (襟のふくらみ)

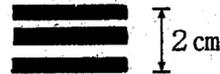


図6



aとbの差は
2cm以下とす

図7 (ジャバラ幅)



ジャバラの間隔はおおむね
ジャバラ幅とする。
全体が2cm幅に入れる

図8



対外行事参加規程

第1条 この規程は対外行事への参加を明確にし、特別活動の目標の達成をはかることを目的とする。

第2条 対外行事への参加は次の各項の範囲とし、所定の手続きを経て校長の承認を得ること。

- (1) 高文連、高体連（高野連）主催の行事
- (2) 国民体育大会の行事
- (3) 教育関係機関、団体の主催するもので、教育的意義の顕著である行事
- (4) その他校長が認めた行事

第3条 次の各項に該当する場合は対外行事への参加を別途審議する。

- (1) 健康診断の結果により参加不相当と認められた者
- (2) 参加時点直前の中間考査・学期末評点において、学業成績が著しく不振な者
- (3) ホームルームおよび教科科目の出席率が参加時点で80%未満の者
- (4) 学校代表として性行に難点のある者
- (5) 保護者の同意のない者
- (6) 学校諸費未納者
- (7) 対外遠征申し合わせ事項において別途審議が必要とされている場合

第4条 全道大会、全国大会への参加は原則として地区大会、全道大会において優秀な成績をおさめた場合とし、参加基準は別に定める。

第5条 参加の期間は、開催地区や競技開始時間などを考慮して別途審議する。

第6条 交歓行事への参加は、授業に支障なく宿泊を要しないものに限る。

第7条 参加回数は第2条について年5回以内とする。

第8条 生徒が対外行事に参加する場合は、引率生徒数、危険度、校務を考慮して引率教員は2名まで認める。ただし、全道大会については別途審議する。

第9条 対外行事に参加する場合の旅費については、年度当初予算に従って支給する。

第10条 対外行事に参加するときは、許可願を整えて参加一週間前までに校長に提出する。

生徒会規約および総則

第1章 総 則

第1条 本会は北海道檜山北高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は生徒の自主性の涵養と個性の伸長によって、よりよい学校生活を送り、立派な社会人となることを目的とする。

第3条 本会は北海道檜山北高等学校生徒全員で組織し、本校教職員を顧問とする。

第4条 本会の議決事項は、校長の承認を得て施行する。

第2章 組 織

第5条 本会の組織は第1章第2条の目的達成のため、次の機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) 執行委員会
- (3) 代表委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 部長会
- (6) 選挙管理委員会
- (7) 監査委員会

第3章 役 員

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 書記2名
- (4) 会計1名
- (5) 会計監査1名

第7条 各役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は生徒会を代表して、執行事務の最高責任者とする。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 書記は生徒会の記録事務一切を処理し、文書の記録保存にあたる。
- (4) 会計は別に定める生徒会会計規程に基づき、その業務を行う。
- (5) 会計監査は別に定める生徒会支出監査細則に基づき、その業務を行う。

第8条 役員は全会員による選挙によってこれを選出する。

- 2 選挙は別に定める選挙管理規程により行う。

第4章 会 議

第9条 会議は定例と臨時の2種類とする。

- 2 総会を除くすべての会議は議長がこれを召集する。

第10条 会議はその構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数とし、賛否同数のときは議長がこれを決定する。

第11条 会議は校内公開とし、本校教職員および本会員は傍聴することができ、議長の承認によって発言権は有するが議決権はない。

- 2 会議で必要と認めたときは関係者の出席を要請することができる。ただし、議決権はない。

第5章 総 会

- 第 12 条 総会は最高の議決機関である。
- 第 13 条 総会は全会員で構成する。
- 第 14 条 総会はすべて会長が召集する。
- 第 15 条 定例総会は年 1 回とし、期日は 4 月とする。
- 第 16 条 臨時総会は下記の場合のみ開かれる。
- (1) 全会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合。
 - (2) 代表委員会の 3 分の 2 以上の要求があった場合。
 - (3) 校長の要求があった場合。
- 第 17 条 総会は第 14 条により召集し、議長団（3 名）はその都度役員を除く会員中より選出する。
- 2 書記は議長団が会員中より 3 名を選び総会の承認を経て委嘱するものとする。
 - 3 総会の議事は、議長団が責任をもって運営する。
 - 4 書記は記録事務一切を行うものとする。
 - 5 提案者は全会員に対して、提案理由を説明するものとする。
- 第 18 条 総会の召集は原則として 3 日以前に公示する。

第 6 章 執行委員会

- 第 19 条 執行委員会は、本会の執行機関であり、この委員会は第 3 章第 6 条に定める生徒会役員によって構成される。
- 第 20 条 執行委員会は次の事項を行う。
- (1) 議決事項の執行
 - (2) 予算および決算報告書の作成
 - (3) 年間活動計画の作成
 - (4) 部・局・同好会の新設・廃止案の作成
 - (5) その他具体案の作成

第 7 章 代表委員会

- 第 21 条 代表委員会は下記の者によって構成される。
- (1) 各ホームルームより選出された議長 1 名
 - (2) 生徒会執行委員 10 名
- 第 22 条 代表委員会は次に述べる事項以外の議決機関である。
- (1) 年間予算および決算
 - (2) 年間活動計画
 - (3) 役員の改選
 - (4) 規約改正
- 第 23 条 代表委員会の定例会議は原則として毎月 1 回これを開く。
- 第 24 条 代表委員会は委員長 1 名、副委員長 2 名、書記 1 名を互選し、委員長は議長を兼ね副委員長は議長を補佐し、書記は記録事務を行う。
- 第 25 条 代表委員会は各ホームルーム、専門委員会、執行委員会から選出された提案事項について審議し議決する。ただし、生徒会執行委員は議決権を持たない。

第 8 章 専門委員会

- 第 26 条 専門委員会は、委員長を選出し、委員長が中心となり、ホームルームおよび部活動等との密接な調整をはかり、議決事項を実行徹底せしめる。また、委員長は他の生徒会役員とともに業務を行う。

- 第 27 条 専門委員会は次の委員会に分かれ、次の該当事項を担当する。
- (1) 体育委員会 体育系クラブの統率、体育系行事に関する事項
 - (2) 文化委員会 文化系クラブの統率、文化系行事に関する事項
 - (3) 保健委員会 会員の校内外における保健全般に関する事項
 - (4) 生活委員会 会員の校内外における生活全般に関する事項
- 第 28 条 各専門委員はホームルームごとに 2 名選出する。
- 第 29 条 専門委員会は必要に応じてこれを開くことができる。
- 第 30 条 専門委員会は別に定める専門委員会細則に基づき、その業務を行う。

第 9 章 部活動および部長会議

- 第 31 条 会員はいずれかの部・局・同好会に加入できるものとする。
- 第 32 条 各部には部長、副部長各 1 名を置き、部長は部を統括する。
- 第 33 条 部長会議は体育委員長、文化部委員長の指導の下、必要に応じて会議を開く。
- 第 34 条 運営上必要な細則は部および同好会新設・廃止細則、遠征細則として別に定める。

第 10 章 選挙管理委員会

- 第 35 条 選挙管理委員会は、生徒会役員の選挙に関する事項を行う。
- 第 36 条 選挙管理委員会は各ホームルームより 2 名選出し構成する。
- 第 37 条 選挙管理委員会には委員長、副委員長各 1 名を置き、それらは互選とし、委員長は選挙管理委員会を代表し会務を総括し、副委員長はこれを補佐する。
- 第 38 条 選挙管理委員会の任期は 1 年とする。なお、選挙管理委員には被選挙権はない。なお、選挙管理委員が立候補する場合はその任を解き、代理を立てる。
- 第 39 条 選挙管理委員会は別に定める選挙管理規程に基づき、その業務を行う。

第 11 章 監査委員会

- 第 40 条 監査委員会は、会計監査を代表として、必要に応じ選挙によって他の委員を選出する。
- 第 41 条 監査委員は次のことを監査、審議する。
- (1) 会計事務
 - (2) 備品台帳および備品
- 第 42 条 監査委員会は毎年 9 月と 3 月に定例監査を行うが、その他必要に応じ監査することができる。
- 第 43 条 監査委員会は執行部、部・局・同好会に対して適宜書類の作成、提出その他必要と認める事項を命ずることができる。
- 第 44 条 監査委員会は定例監査の結果を定例総会において報告しなければならない。

第 12 章 任期と解散

- 第 45 条 生徒会の役員の任期は 10 月 1 日から 9 月 30 日までとする。
- 第 46 条 特別の理由ある場合、全会員の 3 分の 2 以上の連署をもって執行委員および監査委員のリコールができる。
- 第 47 条 生徒会の役員に欠員が生じた場合はただちに選挙によって補充しなければならない。ただし補充役員の任期は前任者の残留期間とする。

第 13 章 規約改正

- 第 48 条 本規約の改正は次の発議がある場合に代表委員会で審議し、承認を得て総会で議決することができる。

- (1) 全会員の3分の1以上の連署による発議
- (2) 代表委員会の3分の2以上の連署による発議
- (3) 校長による発議

第49条 規約を改正する場合は、全会員の3分の2以上の賛成により可決する。

第14章 その他

第50条 本会の運営にあたり、必要な細則は別に定める。

細 則

生徒会会計規程

- 第1条 本会に関する会計処理は、すべて本規程による。
- 第2条 会計は校長および顧問教師の監督の下に行う。
- 第3条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までの1か年とする。
- 第4条 本会の経費は入会金、公費、寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第5条 会員は入会の際、入会金300円、在学中は会費年額17,000円を所定期日内に納入する。
- 第6条 会費額および予算配当は執行委員会で審議し、代表委員会の承認を得て生徒総会において決定する。
- 第7条 予算を越える支出は原則として認めない。
- 第8条 決算は年1回とし、会計がこれにあたって監査ならびに生徒総会の承認を要する。
- 第9条 必要がある場合は予算を補正することができる。
- 第10条 出納事務は学校事務職員がこれにあたり、収納金は校長の名義で預金し、支出の都度、預金より引き出す。
- 第11条 本会には各所管の帳簿を次のとおり備える。
- (1) 金銭出納簿
 - (2) 支出命令書
 - (3) 備品台帳
 - (4) 支払証拠綴
- 第12条 会計は年度末または必要に応じ収支決算を作成し、監査委員会に提出する。
- 第13条 執行委員会、専門委員会および部・局は翌年度の予算編成資料を2月末日までに会計に提出する。ただし、同好会については、定額支給する。
- 第14条 執行委員会、専門委員会および部・局・同好会は購入備品の管理を適正にし、年度末の引き継ぎを厳正にする。
- 第15条 支出に関する事務処理法の細部については別に定める。

生徒会支出監査細則

- 第1条 本細則は生徒会会計規程第15条により支出事務処理の細部を定める。
- 2 この細則に従って生徒会会計は支出し、監査委員会は監査する。
- 第2条 執行委員会、専門委員会、部・局・同好会の経費は本会より支出される。
- 第3条 執行委員会、専門委員会、部・局・同好会の経費はすべて予算細目通り支出する。ただし使途変更のある場合は監査委員会まで届け、許可を得る。
- 第4条 この予算細目書は監査委員会へ三部提出し、一部は執行委員会、一部は専門委員会、一部は部・局・同好会へ戻される。この後、支払い伝票の受付が行われる。
- 第5条 部・局の経費として支出できるものは、次のとおりである。
- (1) 部員および局員全員で共通に使用する物
 - (2) 大会、団体加盟金および参加料
- 第6条 執行委員会、専門委員会、部・局の見積り、経費支出はすべて事前に顧問の承認を要する。
- 第7条 執行委員会、専門委員会、部・局・同好会の支出の手続き
- (1) 手続き順序
 - ① 部長
 - ② 顧問
 - ③ 生徒会会計
 - ④ 会計顧問
 - ⑤ 事務室出納責任者（現金支払）

- ⑥ 顧問
 - (2) 必要書類
 - ① 生徒会予算支出（戻入）決定書
 - ② 生徒会予算支出（戻入）決定書裏に納品書または請求書または領収書をつけて生徒会会計へ。ただし、納品書または請求書の場合は年度末までに領収書を生徒会会計へ。
- 第8条 監査委員会の執行委員会、専門委員会、部・局・同好会に対する会計帳簿、備品台帳の請求についてはすみやかに応じなければならない。
- 第9条 備品、消耗品に関する事務処理は次のとおりとする。
- (1) 備品とは有形の物で1年以上使用できる物
 - (2) 予算細目書の購入物品は、項目毎に備品、消耗品の区別をつける。
 - (3) 執行委員会、専門委員会、部・局・同好会は使用不能となった備品を定例監査のとき台帳とともに監査委員会に提出する。
 - (4) 備品の廃棄は監査委員会で定める。
 - (5) 備品を紛失した場合はその理由を付して監査委員会に届け出なければならない。
 - (6) 紛失した備品のやむを得ない理由以外のものは、その委員会またはその部・局・同好会で弁償しなければならない。
 - (7) これらの決定は監査委員会で行う。
- 第10条 監査の結果、異常と認められた場合は代表委員会に報告する。
- 第11条 新年度の予算編成会議では前年度の監査報告を編成上の参考資料とする。
- 第12条 本細則の改廃は代表委員会の議決による。

専門委員会細則

- 第1条 この細則は生徒会規約第8章第30条に基づいて定める。
- 第2条 各専門委員会は生徒心得に基づいて校内外における生徒間の規律、環境整備、風紀、保健衛生等の維持をはかり、全員の自覚と協力によって明るい学校生活と健全な校風の樹立をはかる。
- 第3条 体育・文化委員会は会員の体育活動、文化活動の維持・推進をはかる。
- 第4条 各専門委員会は上記の目的を達成するために、下記の事項に基づいて立案し、実施する。
- (1) 年間計画の作成
 - (2) 定期会合
 - (3) その他
- 第5条 活動具体案については委員会の会議によって決定する。

選挙管理規程

- 第1条 本規程は生徒会規約第10章第39条に基づき、生徒会役員の執行委員および監査委員の選挙に適用する。
- 2 選挙管理委員は委員長の下に次の職務を行う。
- (1) 選挙の公示
 - (2) 立候補受付
 - (3) 立会い演説
 - (4) 貼紙と選挙運動の基準作成
 - (5) 投票の準備
 - (6) 開票と発表
 - (7) その他
- 第2条 選挙方法はすべて立候補制とし、その投票方法は無記名連記制投票とする。
- 2 選挙は役員の任期満了前に行わなければならない。ただし補充選挙の場合の公示は投票5日以前とする。

3 立候補者数が定員を超えた場合は有効投票総数の多い者から定員数を当選者とする。ただし、有効投票数の2分の1以上の得票がない場合は再選挙とする。

4 立候補者数が定員以内の場合は信任投票とし、有効投票総数の過半数を得た者を当選者とする。

第3条 選挙権および被選挙権、責任者および推薦者については次のとおりとする。

(1) 本校生徒会会員は選挙権および被選挙権を有する。ただし選挙管理委員は被選挙権を持たない。

(2) 立候補する者は選挙管理委員会の定めた立候補届書に、責任者1名を記載し、定められた日時までに提出しなければならない。推薦者の記載については立候補者の自由意志とする。

(3) 責任者は会員であればその資格を有する。ただし選挙管理委員、推薦者、立候補者を除く。

(4) 推薦者は選挙管理委員、責任者、立候補者を除いた会員であればその資格を有する。

第4条 選挙運動および違反については次のとおりとする。

(1) 選挙用貼紙は1人5枚以内とし、用紙は選挙管理委員会が配布する。

(2) 選挙管理委員会印のない貼紙は掲示できない。

(3) 立候補者および責任者、推薦者は選挙管理委員会の指示により立会い演説を行うことができる。

(4) 選挙管理委員会の指定する以外の文書、絵画、出版物を使用したり、その他選挙管理委員会が好ましい行為でないと認めたときは違反とみなす。

(5) 違反行為をした者は選挙に関するあらゆる権利を剥奪される。

第5条 投票および開票については次のとおりとする。

(1) 投票は1人1票とし、用紙は選挙管理委員会で定めた物を使用する。

(2) 投票監督は選挙管理委員の中から3名を選挙管理委員長が任命する。

(3) 開票は校内開票とし、即日選挙管理委員会が行う。ただし各候補者の責任者および執行委員は、立ち会うことができる。

第6条 次の場合は無効投票とする。

(1) 誤字、脱字の場合

(2) その他選挙管理委員会が無効と認めた場合

第7条 本規程に違反することがあった場合、選挙管理委員会で審議し、その選挙の一部または全部を無効にし、再選挙を行うことができる。

部新設・廃止細則

第1条 新設の手続きについては次のとおりとする。

(1) 規定の用紙に下記のことを記入し、代表委員会に2月末日までに提出する。

① 部名

② 目的

③ 発起人代表者と活動計画および入部希望者の氏名

④ 1年間の予算

(2) 原則として、1年以上の同好会実績がある。

(3) 新設の決定は部顧問会議の判定に基づき、代表委員会において行う。

第2条 廃止の手続きについては次のとおりとする。

(1) 次の各号に該当するときは廃止の対象として部顧問会議で検討する。

① 部員がいなく、1年以上活動を続けていない場合

② 部が学校の体面を汚した場合

③ 出席が常でなく、その部の活動が不振になった場合

④ 部の予算出納が不備で適正を欠く場合

(2) 廃止の決定は部顧問会議の判定に基づき、代表委員会において行う。

同好会新設・廃止細則

第1条 新設の手続きについては次のとおりとする。

- (1) 規定の用紙に下記のことを記入し、代表委員会に2月末日までに提出する。
 - ① 同好会名
 - ② 目的
 - ③ 発起人代表者と活動計画および入会希望者の氏名
 - ④ 1年間の予算
 - ⑤ 担当者名（顧問）
- (2) 原則として、1年以上の活動実績がある。
- (3) 新設の決定は部顧問会議の判定に基づき、代表委員会において行う。

第2条 廃止の手続きについては次のとおりとする。

- (1) 次の各号に該当するときは廃止の対象として部顧問会議で検討する。
 - ① 同好会員がいなく、活動を続けていない場合
 - ② 同好会が学校の体面を汚した場合
 - ③ 出席が常でなく、その同好会の活動が不振になった場合
 - ④ 同好会の予算出納が不備で適正を欠く場合
- (2) 廃止の決定は部顧問会議の判定に基づき、代表委員会において行う。

遠征細則

第1条 遠征費の支給および人数は別に定める。

第2条 予算執行上の注意

遠征後は領収書、決算書を生徒会会計まで提出すること。なお残金が生じた場合ただちにこれを返済する。休暇中に大会、その他がある場合、休暇15日以前までにその旨を執行委員会へ連絡し、遠征費の支給を受ける。

生徒会慶弔規程

第1条 本校生徒が在学中に死亡した場合、香典10,000円を贈りかつ弔辞を呈して弔意を表す。

第2条 本校生徒の保護者が死亡した場合、香典5,000円を贈り弔意を表す。

第3条 本校生徒の家庭が災害にあった場合、代表委員会の議決に従い、見舞金を贈ることができる。

交通安全確保に関する心得

(目的)

第1条 この心得は、人命尊重の精神の涵養とともに、遵法精神を育成することによって交通事故の絶滅を期すのみでなく、高度の交通道徳を体得させることをもってその目的とする。

(方針)

第2条 交通安全確保のための方針として、次のことを定める。

- (1) 通学には安全で、かつ近い経路および方法を用いる。
- (2) 遠距離通学の際は、つとめて公共の交通機関を利用する。

- (3) 免許取得は、許可制とする。
- (4) バイク等の使用は許可制とし、通学が困難で停留所までの距離が5 km以上の者に、50cc以下の車種で許可する。ただし、交通事情や自宅立地に特別な事情がある場合は別途審議し、認められた者に許可する。
- (5) 冬期間のバイク、自転車通学は禁止する。

(歩行者)

第3条 歩行者は次のことを守る。

- (1) 歩道を歩き、歩道のない所では右端を通行する。
- (2) 道路の横断には横断歩道を用いる。それ以外のときは車に充分気を付けて横断する。

(自転車)

第4条 自転車を利用するときは、次のことを守る。

- (1) 事前に学校に届出を提出し、本校指定のステッカーを付ける。
- (2) ブレーキ・警笛・照明等の点検を怠らず、自転車置場では必ず施錠し整然と並べる。
- (3) 交通法規を守り、特に2人乗りおよび並列走行はしない。

(バイク)

第5条 バイクの使用を許可された者は、次のことを守る。

- (1) 交通法規をよく守り、いかなるときにも交通違反をしない。
- (2) 交通安全推進二輪車クラブに入会すること。

(公共の交通機関)

第6条 公共の交通機関を利用するときは、次のことに注意する。

- (1) 交通道德を意識し、言動に細心の注意を払い、他人に迷惑をかけることのないよう行動する。
- (2) 幼児、老人等に席を譲るように心掛ける。
- (3) 乗降車の際、危険な行為は行わない。

(免許取得)

第7条 二輪車(バイク)免許取得について、次のことを定める。

- (1) 免許を取得する際には、校長の許可を得る。
- (2) 取得期間は原則として休日又は長期休業中とする。

第8条 普通車免許取得について、次のことを定める。

- (1) 免許を取得する際には、校長の許可を得る。
- (2) 取得期間は第3学年次の後期中間考査以降とし、免許取得のための欠席・欠課は認めない。
- (3) 免許の取得は、原則として自宅から通えるところとする。
- (4) 成績不振生徒でないこととする。

第9条 実施上の詳細について必要があるときは、校長の指示に基づき生徒指導部でこれを定める。

北海道檜山北高等学校交通安全推進二輪車クラブ規程

(名称)

第1条 本クラブは北海道檜山北高等学校交通安全推進二輪車クラブと称する。

(目的)

第2条 本クラブはバイク通学生による交通安全への意識を高め交通事故および違法行為の防止、安全運転を推進していくことを目的とする。

(構成および役員)

第3条 本クラブはバイク通学生をもって構成する。

第4条 本クラブには次の役員を置く。

- (1) 会長1名(3年生)
- (2) 副会長2名(2、3年から各1名)

第5条 役員任期は原則として1年とし、再任をさまたげない。

第6条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本クラブを代表し、会務の運営にあたる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合はその任を代行する。

(活動)

第7条 本クラブは目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 学校の指導方針に協力し、クラブ員により交通安全運動に努める。
- (2) 関係機関との連携をはかり、地域の交通安全運動に協力する。
- (3) 定期的に集会を開き、交通安全にかかわる情報交換と研修を行う。